

## 農山漁村等地域の活性化のための融資をはじめとする支援

タイトル 県単制度資金「熊本県みかん価格下落対策経営安定資金」への利子補給実施

JA名 JAバンク熊本（熊本県）

<b>1 動機</b> (経緯)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 平成 26 年産みかんにおいて、日照不足による品質低下および台風・多雨の影響による傷みの多発から、近年にない価格下落(収入減少)に見舞われました。</li> <li>▶ 県内みかん農家の営農継続に必要な運転資金の融通を目的として、熊本県が「熊本県みかん価格下落対策経営安定資金」を新設しました。</li> <li>▶ JAバンク熊本としても、県内みかん農家の営農継続のためサポートを行う必要があると判断し、県内JA連合会と連携して本資金について利子補給を行いました。</li> </ul>
<b>2 概要</b>	<p>【資金名】熊本県みかん価格下落対策経営安定資金（新設）</p> <p>【対象者】農業所得が総所得の過半を占める、または農業粗収益 200 万円以上（法人においては、総売上高の過半、または 1,000 万円以上）かつ、直近決算期の農業粗収益が前期比 10%以上減少した個人・法人。        ※農業粗収益が前期比 30%以上減少した場合は、無利子化対象。</p> <p>【資金使途】農業経営の維持・継続を図るために必要な運転資金</p> <p>【融資限度】600 万円</p> <p>【融資期間】10 年以内（うち据置期間 3 年）</p> <p>【適用金利】償還期間 7 年以下…0.30%、8～10 年…0.35%（H27. 4. 1 時点）</p> <p>【利子補給】利子補給負担割合…県 3：市町村 3：融資機関 2        （融資機関負担分については 1/2 をJA、1/2 を金庫・共済連・経済連と果実連にて按分。）</p> <p>【その他】利子補給期間は貸付実行日から 3 年後の応当日前日まで        （平成 27 年 8 月 31 日実行分まで）</p>
<b>3 成果</b> (効果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 県内みかん農家に対して本資金の周知および的確な情報提供と資金相談への円滑な対応を行い、平成 27 年度内に合計 64 件・160 百万円の資金対応を行いました。</li> </ul>
<b>4 今後の予定</b> (課題)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 今後も災害等の発生時には農業者の被災状況等を勘案し、資金相談への迅速な対応および復旧活動へのサポートを行っていきます。</li> </ul>